

支部分會へ申込むべし、最寄の支部なき場合に於ては直接党本部に申込むべし。

二入党の申込を受けたる場合は中央執行委員会に於て之を審査しその入党を許可するに依り黨負証を交付するものとす。

党費納入手續

一第一年月よりの党費納入期は十月一日より十一月十五日迄とし支部所属の者は本部に党負証を添へて納入すべし。

二党費納入を受けたる支部は二週間以内に本部費を納入すべし。

三本部及び支部會計は党費の納入を受けたる者の党負証に党費受領の証明を添へ之を遅滞なく党負に返附するものとす。

脱退手續及失格

一党を脱退せんとする者は党負証を添へてその所属支部又は本部に脱退届を出すべし。

二脱退を届出でたる者並に党費一年以上不納の者は党欠名簿より削除するものとす。

大會に關する事項

一大會の開催期日は中央執行委員会之を決す。

二大會の主要なる議題は大會開催前少くとも二週間以前に発表することとす。

但し臨時大會は此の限りにあらず、中央委員会、教及選挙區

中央委員の教及選挙區は大會前の中央委員会に於て党員数及其の分布の狀態を考慮して決定するものとす (完)

日本労働農黨 宣言、綱領、政策

附 規約並支部規約準則

宣言

親愛なる同志諸君、我々は此に眞の労働者と農民の政党、眞の無産大衆を作つた日本労働